

横浜市ふるさと納税 返礼品の主な諸条件

- 返礼品の「商品価格」とは、寄附金額ではなく、横浜市から返礼品提供事業者を支払う費用を指します。商品価格には荷造、箱、梱包料、事務費、消費税を含めます。
- 返礼品の商品価格は、1,500円以上の提案としてください。
- 寄附金額は、商品価格に3分の10をかけ、千円単位に切り上げ、横浜市が決定します。
(商品価格が5,000円の場合: $5,000円 \div 3 \times 10 = 16,666円 \neq 17,000円$)
- 返礼品送料及びポータルサイト掲載手数料は、横浜市が負担します。
(著しく送料が高額になる商品の場合は、別途調整することがあります)
- 商品価格の変更がある場合、変更後の商品価格で
公開開始を希望する月の前月の15日までを目安に「横浜市返礼品内容変更届(様式2)」をご提出ください。
※原則、同じ月内での商品価格の変更は不可としています。
※また、原則、公開開始は毎月1日からとします。

総務省への確認について

新たに提供を開始しようとする返礼品については、総務省において確認を行うため、あらかじめ、都道府県を經由して申請書を提出することが必要となっています。

総務省への申請書の提出期間は年3回(4月、10月、1月予定)となっています。

※ 年度によって期間が変わる可能性がありますので、
最新のスケジュールは以下【重要なお知らせ】欄をご確認ください。

<横浜市ふるさと納税 返礼品公募について>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/koubo.html>

申請書を提出後、最短約1ヶ月～1ヶ月半後が総務省からの回答目安となります。